

イスラームの女性

明治大学教授
江川 ひかり

1. はじめに

大学生にイスラームのイメージを質問すると、砂漠、ヒゲとヴェール、男尊女卑、テロがきまって回答される。日本におけるイスラーム観の多くは、従来、欧米経由のメディアによって造られてきた。ステレオタイプ化されたイスラーム観の中で、とりわけ女性への抑圧の象徴として、ヴェール着用や「四人妻」が指摘される。しかし、これらには男尊女卑の一言では片付けられない歴史的背景が存在する。

2. ヴェール着用の歴史的背景

ヴェール着用⁽¹⁾の第一の理由は、強い日差しや砂漠の砂塵から身を守るための対応策であったといわれる。今日の日本においても紫外線や熱中症予防に、帽子・日傘や衣服にまでさまざまな対策用品が氾濫している。ヴェール着用は苛酷な環境下で身体を保護するためのごく簡易な対策だったのである。

第二の理由は、公共領域で不特定多数の男性の視線を回避して女性を守るというイスラーム以前のギリシア・ローマなど地中海地域における慣習に由来する。そもそも英語のヴェール veil は、覆い、幕などを意味するラテン語にさかのぼる。古くは、一般に農村の女性はヴェールを被らず、不特定多数の人間が存在する都市で、女性が外出する際に被ることが多かった。その目的は、族内婚を維持するために女性を防衛する・女性の顔を見せずに名誉を守るという社会的機能が重視されていたからだという。加えてヴェール着用は、敬すべき女性・高位の女性とそうでない女性との差異化を示したとも考えられている。

イスラーム以前の地中海地域でもっとも高位の女性といえば、イエスの母の聖母マリアである。マリアは、クルアーンに固有名が明示される唯一の女性で、小杉麻李亜は、ムスリムは意識的であれ、無意識的であれ、マリアがムスリムであると考えているという⁽²⁾。マリアが、多くの絵画等でヴェールを被っていることは、周知の事実であろう。

以上の2つの慣習が、イスラーム以後、クルア

ンの規定と結びついた。

それから女の信仰者にも言っておやり、慎しみぶかく目を下げて、陰部は大事に守っておき、外部に出ている部分ははかたがないが、そのほかの美しいところは人に見せぬよう。胸には蔽いをかぶせるよう。自分の夫、親、舅、自分の息子、夫の息子、自分の兄弟、兄弟の息子、姉妹の息子、自分の(身の廻りの)女達、自分の右手の所有にかかるもの(奴隷)、性欲をもたぬ供廻りの男、女の恥部というものについてまだわけのわからぬ幼児、以上の者以外には決して自分の身の飾り(身体そのものは言うまでもない)を見せたりしないよう。(後略―第24章31節)(井筒俊彦訳『コーラン』(中)岩波文庫、1958)〔()内は井筒注〕

これ、預言者、お前の妻たちにも、娘たちにも、また一般信徒の女たちにも、(人前に出る時は)必ず長衣で(頭から足まで)すっぽり体を包みこんで行くよう申しつけよ。こうすれば、誰だかすぐわかって、しかも害^{あた}されずにすむ。まことに、アッラーは気のやさしい、慈悲深いお方。(第33章59節)(井筒俊彦訳『コーラン』(中)岩波文庫、1958)

このようにクルアーンにおいては、「顔を隠しなさい」とか、どのように覆うかに関しては具体的に記されていない。同時に、ヴェールを被ることが身の安全を保障し、かつ匿名性の機能を有していることが理解される。すなわち、ヴェール着用は、隠すことと、男性のまなざしからの解放という両義の意味を持っている。

加えて、上記の第24章31節の直前の30節には、

お前(マホメット)男の信仰者たちに言っておやり、慎しみぶかく目を下げて(女をじろじろ眺めない)、陰部は大事に守って置くよう(不倫な関係に使わぬよう)、と。その方が自分でもずっと道にかなう。アッラーは誰のしていることでもすっかり御存知。(第24章30節)

と、男性に対する規定もなされているのである。

以上のことから、ヴェールの着用は大きく3つの歴史的背景に起因し、その後も地域ごとに極めて多様な文化となって今日に至っているのである。

3. ヴェールの種類および着用理由の多様性

イランにおけるヴェールの起源は、アケメネス朝(前550～前330)時代に遡る。吉江聡子⁽³⁾によれば、イランでは、全身および身体の一部を覆う「被りもの」一般をヘジャーブ(本来は「カーテン、ヴェール」を意味するアラビア語)と呼び、総称としてのヘジャーブの一種がチャドルである。チャドルは、丈を半径とする半円形になるように布地をつぎ合わせ、全身をすっぽりと覆う布のことで、色は黒のほか、地模様入りの黒、小柄の入った布などが用いられる。重装備の女性は、室内着の上に、長いコートとスカーフをつけた上からチャドルを被っ



図1 西北アナトリアの村の女性の普段着姿



図2 普段着の上に黒いコートを着て町で買い物する村の女性（コートの裾が短く、サンダルが見えているのは、トルコならではの光景）

て外出する。

ただし、イランでは、髪と身体の出さない格好ならばコートでもチャドルでも基本的には問題はなく、大都市では、コートとスカーフの組み合わせで着用する割合が地方に比べてはるかに高く、しかもデザインや色、素材も多様で流行があるという⁽⁴⁾。

他方、1923年に誕生したトルコ共和国では、世俗主義に基づく改革で男性のターバン・トルコ帽とともに女性のチャドル着用が禁止された。とはいえ、その後も農村部や都市の下町では、図1のような衣装にスカーフを着用する女性が一般的であった。さらに近年のイスラーム主義の高まりの中で、イスタンブールやアンカラですら、スカーフを被ったり、コートを着用する女性が急速に増加している（図2）。もっとも注目を集めてきた国立大学におけるヴェール着用の禁止をめぐることは、着用を希望する女子学生やそれを支持する男子学生による抗議行動が1990年代から頻発しており、近年、スカーフ着用学生が容認される傾向にある。すなわち、世俗主義のトルコではスカーフやコートの着用が、個人の「イスラーム化」を現す指標となっているのである。

トルコと同様に政教分離を重視するフランスでは2011年4月、「ブルカ禁止法」が施行された。ブルカは、アラビア語でヴェールを意味する一般的用語である⁽⁵⁾。とくにアフガニスタンを含む南アジアで使用される、目の部分が網状になって顔も隠す衣装をブルカ（図3）と、他方、アラビア半島などで目だけを見せるタイプをニカーブという（図4）。「ブルカ禁止法」は、公共の場で女性が顔や全身を覆う服装を禁じることを定め、違反者には最高で150ユーロの罰金を、さらに他人にブルカの着用を強制すると禁固刑か罰金を科している。

「ブルカ禁止法」では、髪を覆うスカーフの着用だけならば問題はないが、顔や全身を覆うことが問

題視された。1989年のフランスにおけるスカーフ問題⁽⁶⁾が同法施行に至った理由を、政府は、社会統合を阻み、国家と教会の分離（ライシテ）の国是にも反するためと説明する。加えて、男性が女性に全身を覆うことを強制することから女性の尊厳を守るため、あるいはテロ等の安全対策目的だという意見も示された。

これに対して、顔を覆う女性のすべてが周囲に強制されているわけではなく、禁止

法は女性の外出を制限し差別を助長するという人権団体からの批判もなされている。上述したように、ヴェール着用は、イスラーム以前から各地域で育まれた文化である。さらに東アルジェリアでは、1945年のフランス軍による村民の大量虐殺に抗議して、今でも黒いヴェールを被るという⁽⁷⁾。これは、非常に深い意味をもつ事例といえまいか。

小牧幸代⁽⁸⁾が紹介する次の北インドの事例も、地域的・歴史的背景の重層性を物語る。北インドでは、ブルカは、ワンピース型とツーピース型に分けられる。前者は普通、木綿素材で、目の部分がメッシュになった（図3）タイプである。後者は、たいてい化学繊維製で、ニカーブと呼ばれるスカーフ兼ヴェール部分とコート部分とからなり（図4）、ヴェール部分は二枚一組で、昼は二枚重ね、夜は一枚だけといった具合に外部の明るさに応じて使い分けられる。しかもコートの形や色、スカーフを縁取る刺繍の種類やスカーフ自体の形とその被り方等には流行があり、オシャレを楽しむほど多様性に富む点は、上述したイランの事例と共通している。

ただし、サウディアラビアでさえ目を覆うことはないのに、南アジアのムスリム女性が顔全体を隠す背景には「パルダ」と「グーンガト」という慣習があるという。「パルダ」は、一族の名誉にかけて女性を他所の男性から隔離・保護する、イスラームに由来する慣習と考えられている。これに対して、「グーンガト」は、他人同士



図3



図4

画 田中千尋

である男女の人間関係において、一定の距離を保ち、敬意を表明すると同時に恥じらいの心を保持する意味をもち、もともと高カースト・ヒンドゥー（王族カースト）の慣習だったらしい。つまり、南アジアのムスリム女性が頭も顔も身体も覆い隠すのは、イスラームの教えと南アジアの土着文化とに由来していた。

今日、インドの大都市で進行するブルカ離れに対して、過去に着用していなかった中下層階級の女性たちが、いわゆる「イスラーム化」の波に乗って、ブルカを被るようになってきた。このような現象について小牧は、ブルカが上層階級の女性を模倣し地位を上昇させる道具でもあり、したがって必ずしも受身ではなく、「臨機応変に、積極的に、時には戦略的に活用されている場合すらある」と指摘する。

もはや、ブルカを被ったムスリム女性は「人権侵害」の対象であり、彼女たちを「解放」してあげることが「民主化」だという論理が、的外れであることは明らかである。むしろ、肌を露出させることこそが、女性を商品化し、人権侵害だともいえる。このことは、現代の日本で、露出度の高いグラビアやコミックを男性が昼ひなかに車内で堂々と読む「文化」に対する批判へとつながる。同時に、クールビズを理由にあまりに露出度の高い服装で街を闊歩する女性・男性にも目をしかめてしまうのである。

4. 極めて例外的な「四人妻」

イスラームが男尊女卑であるといわれる第二の理由である「四人妻」に関して、まず注意すべきことは、伝統的な法規定では、四人まで同時に妻をもつことが可能であるが、義務ではないことである。歴史的に見れば、一夫多妻制は、イスラーム史の初期に男性が多く戦死し、寡婦および父を失った子の救済策として成立した⁽⁹⁾。クルアーンでも、

もし汝ら（自分だけでは）^{みなしご}孤児に公正にしてやれそうもないと思ったら、誰か気に入った女をめとるがよい、二人なり、三人なり、四人なり。だがもし（妻が多くては）公平にできないようならば一人だけにしておくか、（後略—第4章3節）（井筒俊彦訳『コーラン』（上）岩波文庫、1957）

と、孤児の救済が「四人妻」の前提条件とされる。

今日、多くのイスラーム社会において、多妻は国内法によって制限されるようになったが、湾岸の産油国で富裕層が複数の妻をもつ事例や、他地域でも国内法には反するが慣習的に複数の妻をもつ事例は

散見される。ただし、このような慣習は、ヴェール着用と同様に、土着的要素が影響している。例えば、日本や欧米においても、一夫一妻制が厳格に守られているかと問われれば、必ずしもそうではない実態があるのではないだろうか。

近年のオスマン帝国史研究において、「イスラーム法廷記録」を用いて、異なる時代のブルサ、バルケシル、コンヤなどの中小都市における一般家族像が明らかにされつつある。それらを比較検討すると、あくまでも「夫の死亡時」に「死別・離別しておらず、しかも遺産相続権を有する妻」と「生存している息子・娘」の統計結果にすぎないが、ムスリム既婚男性のうち約九割は、妻が一人で、子の数は平均2.5人弱であった⁽¹⁰⁾。このことから、「子が少なく、妻が一人の核家族世帯」がオスマン帝国史における世帯の特徴であることが再確認されている。

5. おわりに

以上、述べてきたことから、ヴェールの着用や「四人妻」は、各時代・各地域で実に多様な歴史を内包していることが明らかとなった。もちろん、その中には抑圧され、苦しんできた女性たちも数多くいた／いるであろう。ただし、抑圧され、苦しんできた／いる女性たちは、イスラーム社会にのみに限られていないこともまた事実であろう。イスラームの女性に関わる問題は、「イスラーム」と「女性」という二重の意味の偏見をぬぐいさり、歴史的背景と広い視野で相対化して考えることが不可欠である。

- (1) ヴェールに関する一般的事項は、岡真理「ヴェール」『新イスラーム事典』平凡社、2002、p.134. および宮治美江子「ヴェール」『岩波イスラーム辞典』2002、p.193. を参照されたい。
- (2) 小杉麻李亜「ムスリマ」小杉泰・江川ひかり編『ワードマップイスラーム』新曜社、2006、pp.214-220.
- (3) 吉江聡子「服装—隠す文化と現す文化 チャードルの効用」上岡弘二編『暮らしがわかるアジア読本 イラン』、河出書房新社、pp.98-105.
- (4) 吉江聡子 p.99、中西久枝「イスラームとヴェール」晃洋書房、1996、p.109.
- (5) アラビア語では、ブルカの他にヒジャーブ（ヘジャーブと同じ）ともいわれる。
- (6) 内藤正典「スカーフ問題」『岩波イスラーム辞典』、p.530.
- (7) 宮治美江子「ヴェール」『岩波イスラーム辞典』、p.193.
- (8) 小牧幸代「ヴェール：ブルカは「女性蔑視」か」『ワードマップイスラーム』pp.69-74.
- (9) 小杉泰「結婚」『岩波イスラーム辞典』pp.355-356.
- (10) 江川ひかり「一九世紀中葉オスマン帝国における人口と世帯—西北アナトリア、バルケシル郡の事例から」落合恵美子・小島宏・八木透編『歴史人口学と比較家族史』早稲田大学出版部、2009、pp.205-234.